

造林事業請負
入札説明資料
(入札番号第1号)

総合評価落札方式

令和6年1月17日

宮城北部森林管理署

造林事業請負契約書（案）

- 1 事業名 造林事業請負（栗原地区・保育間伐（存置型））
- 2 事業場所 宮城県栗原市栗駒深山嶽1番ノ1字深山岳国有林22林班ち2小班外
- 3 事業量 保育間伐（存置型） 64.54ha
- 4 事業期間 契約締結日の翌日から令和6年11月15日まで
- 5 請負金額 金 円也
（うち取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）額 金 円也）
- 6 技術提案事項の履行確保
別紙のとおり
- 7 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
（適用されるものは○印、削除されるもの×印。）

適用削除の区分	選択事項	選択条項
	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
	銀行、発注者が確実と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品	第15条
	部分払 回以内	第38条
	前金払 分の 以内	第35条第1項
	中間前金払	第35条第3項
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

（注）国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙を添付する。

8 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日

9 特約事項

なし

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和6年1月17日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 宮城県大崎市古川東町5-32
分任支出負担行為担当官
宮城北部森林管理署長 泉 光 博 印

請負者 住所
氏名 印

技術提案事項の履行確保

受注者は、令和 年 月 日付けで提出のあった技術提案書で提示した技術等については、次のとおり評価された項目及び内容の履行を確保するものとする。

項 目	評価	内 容
事業計画の工程		管理事業計画の工程管理及び工程管理に係わる工夫・提案
事業の計画・実施に係わる提案事業計画		事業計画上の考慮事項に係わる工夫・提案
		自然環境への配慮、生産性向上に係わる工夫・提案
		品質管理に係わる工夫・提案
		安全対策に係わる工夫・提案

(注) 評価された項目について (○印) を記載

事業内訳書

入札番号第1号 造林事業請負（栗原地区・保育間伐（存置型））

記入 番号	作業種及び 作業手段	林小班	面積	単位	林令	伐採率 (本数)	事業期間	担当区	備考
1	保育間伐（存置型） 人力	22 ち2	1.15	ha	59	33%	契約日の翌日から 令和6年11月15日まで	栗駒	列状間伐 ※（注）
2	保育間伐（存置型） 人力	22 り1	2.36	ha	40	33%	契約日の翌日から 令和6年11月15日まで	栗駒	列状間伐 ※（注）
3	保育間伐（存置型） 人力	22 り2	2.92	ha	41	33%	契約日の翌日から 令和6年11月15日まで	栗駒	列状間伐 ※（注）
4	保育間伐（存置型） 人力	22 り4	1.06	ha	41	33%	契約日の翌日から 令和6年11月15日まで	栗駒	列状間伐 ※（注）
5	保育間伐（存置型） 人力	22 り5	2.04	ha	40	33%	契約日の翌日から 令和6年11月15日まで	栗駒	列状間伐 ※（注）
6	保育間伐（存置型） 人力	22 り6	1.11	ha	31	33%	契約日の翌日から 令和6年11月15日まで	栗駒	列状間伐 ※（注）
7	保育間伐（存置型） 人力	22 め1	1.16	ha	39	33%	契約日の翌日から 令和6年11月15日まで	栗駒	列状間伐 ※（注）
8	保育間伐（存置型） 人力	22 め3	5.05	ha	39	33%	契約日の翌日から 令和6年11月15日まで	栗駒	列状間伐 ※（注）
9	保育間伐（存置型） 人力	22 め4	2.25	ha	38	33%	契約日の翌日から 令和6年11月15日まで	栗駒	列状間伐 ※（注）
10	保育間伐（存置型） 人力	22 め5	3.88	ha	38	33%	契約日の翌日から 令和6年11月15日まで	栗駒	列状間伐 ※（注）
11	保育間伐（存置型） 人力	22 わ1	4.41	ha	40	33%	契約日の翌日から 令和6年11月15日まで	栗駒	列状間伐 ※（注）
12	保育間伐（存置型） 人力	22 わ2	1.18	ha	41	33%	契約日の翌日から 令和6年11月15日まで	栗駒	列状間伐 ※（注）
13	保育間伐（存置型） 人力	35 に	22.97	ha	59	25%	契約日の翌日から 令和6年11月15日まで	花山	列状間伐 ※（注）
14	保育間伐（存置型） 人力	35 ほ	13.00	ha	57	25%	契約日の翌日から 令和6年11月15日まで	花山	列状間伐 ※（注）
	合計		64.54	ha					

※（注）列状間伐については、保安林手続きの関係から4月1日以降とする

造林事業特記仕様書

造林事業記録写真仕様書

(写真の提出)

1. 作業記録写真は、地拵、植付、仮植、各保育作業の管理に役立たせるために撮影するものであり、作業の過程・経過を記録し、整理編集の上、監督員に提出しなければならない。
なお、提出部数については、造林事業については2部、治山事業については3部、提出するものとする。

(準備器材)

2. 写真撮影にあたり準備する器材は、次のとおり。
 - ア 写真機（予備を用意しておく）
 - イ 作業種、林小班、面積、撮影日時、その他記事欄を表示した黒板。
 - ウ 植付苗木の規格を測定する際には、スケール等を使用する。

(写真撮影)

3. 写真撮影に当たっては、次の各号に留意しなければならない。
 - ア 被写体には、必ず2.イの所要事項を記入した黒板を添えなければならない。
 - イ 撮影後はできるだけ速やかに現像焼付けを行い、目的どおり撮影されているかを確認しなければならない。
 - ウ 提出する写真のサイズは、原則としてサービスサイズ（7.6cm×11.2cm）以上のカラー写真とし、必要に応じてこれらのつなぎ写真とする。
 - エ 作業前・作業後は同位置において撮影するものとし、撮影位置に目印を付けておくこと。
 - オ 作業前、作業中、作業後の状況を、全箇所（小班）を撮影することとする。

(写真整理)

4. 撮影箇所毎（作業前・作業中・作業後）に順序よく編集し、四ッ切以上のフリーアルバムに貼付、台紙記事欄に作業内容を記述し、黒板の不明瞭なものは、黒板記載事項及び作業内容を記述する。

(デジタル写真)

5. デジタルカメラを使用する場合には、次の各号に留意しなければならない。
 - ア 画像の信憑性を考慮し、原則として画像編集は認めない。ただし、監督員の承諾を得た場合は、回転、パノラマ、全体の明るさの補正程度は行うことができる。
 - イ 記録形式はJ P E Gとし、圧縮率、撮影モードについては監督員と協議の上決定する。
 - ウ 有効画素数は、黒板の文字及びスケールの数値等が確認できることを指標とする。
 - エ 印刷物を納品する場合は、フルカラーで、インク、プリント用紙等は通常の使用で3年間程度以内に顕著な劣化が生じないものとする。

(その他)

6. この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

保育間伐作業仕様書（本数調整伐B）

（放射線障害防止措置）

- 1 請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成23年厚生労働省令第152号）に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

（区域の標示）

- 2 作業区域は、別紙図面のとおりであり、区域外縁立木に赤スプレーで標示しているが、具体的には監督職員の指示を受けなければならない。

（間伐木等）

- 3 標準地調査法による調査箇所の伐倒すべき立木は、標準地内（伐倒木は黄色テープにより選木）を目安にして伐倒しなければならない。
- 4 各小班の間伐するべき本数及び小班内溪畔周辺の作業について監督員と確認の上、作業すること。
なお、間伐するべき本数が80%に満たない場合及び120%以上と見込まれる場合は、現地状況を監督員と協議し、その協議内容を記載しておかなければならない。

（伐倒木の処理）

- 5 伐倒木が、かかり木となった場合は、必ず取りはずしておかなければならない。
- 6 伐倒木について、残存木等の生育、歩道上等で歩行に支障となる場合及び後続作業に支障がある場合は、玉切りして集積するか、等高線に平行に存置しなければならない。
- 7 伐倒木が下流に流失して災害を発生させるおそれのある場合や放置することにより景観をそこねるような場合は伐倒木を整理すること。
整理の作業方法等については監督職員の指示を受けなければならない。

（実行上の注意）

- 8 作業に際しては、残存木を損傷しないよう特に注意しなければならない。
- 9 造林木等に巻きついたつる類は、出来る限り根元から抜き取るか、切断しなければならない。

（その他）

- 10 雑草木の繁茂により、通勤路の安全運行に支障がある場合、林道等の雑草木の刈り払い作業を指示する場合がある。
- 11 保護林及び緑の回廊に係る除間伐（抜伐り）の事業がある場合は、当該作業仕様書（9）を除く。）によるほか、別紙「保護林等における除間伐（抜伐り）標準仕様書」によることとする。
- 12 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

(別紙)

保護林等における除間伐(抜伐り)標準仕様書

1 伐倒木

選木にあたっては目標とする森林を構成する樹種(特に高木性広葉樹)の積極的な保残に努める。

また、間伐については、標準地内における伐倒対象木の選木方法を目安として選定する。

なお、列状間伐を実施する場合は、原則1列の伐採列とする。

2 伐倒木の処理

伐倒した立木が、残存木や下層植生の生育又は野生動物の移動の支障になる場合は、樹冠の疎開面を避けて集積するか、等高線方向に連続しないように存置しなければならない。

また、列状間伐により希少猛禽類の採餌空間の確保を目的としている場合は、伐倒木の伐採高は、おおむね30cm以下とする

なお、かかり木は放置することなく、地面に引き落とすものとする。

3 実行上の注意

作業にあたっては、土壌のかく乱防止や植生(特に稚幼樹や野生動物の餌となる植物)の保全に留意するとともに、希少猛禽類の営巣期を避けるなど野生動植物の生息・生育環境への影響に配慮するものとする。

4 その他

残存木の成長に支障を及ぼす恐れのあるつる類は、必要に応じて根元から抜き取るか切断するものとする。ただし、ヤマブドウ等の野生動物の餌となるつる類(下表)は、残存木の成長に著しい支障を及ぼす場合を除き残置するものとする。

野生動物の餌となるツル類

アケビ、ミツバアケビ、ゴヨウアケビ、チョウセンゴミシ、マツブサ、ヤマブドウ、エビヅル、サンカクヅル、サルナシ、マタタビ、ミヤママタタビ

野生動物の営巣・繁殖、休息、見張り、採餌等の場として重要な樹洞木・枯損木等は、安全の確保や森林の保護等の観点で支障になる場合を除き、極力残置するものとする。

この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

別紙

国土強靱化関連事業における工事看板の取扱いについての特記仕様書

次のとおり工事看板に国土強靱化対策事業であることを記載し、地域住民等に対して発信することとします。

1. 工事看板の記載内容

健全な森林づくりのための〇〇（地拵／植付／下刈／除伐／除伐Ⅱ類／獣害対策）を行っています
国土強靱化対策事業

2. 留意事項

造林事業請負標準仕様書第4条第7項により設置を義務付けしている看板等とは別に、新規で看板を制作することは不要です。これまで設置していた看板等に、上記「1. 工事看板の記載内容」の文章を追加してください。



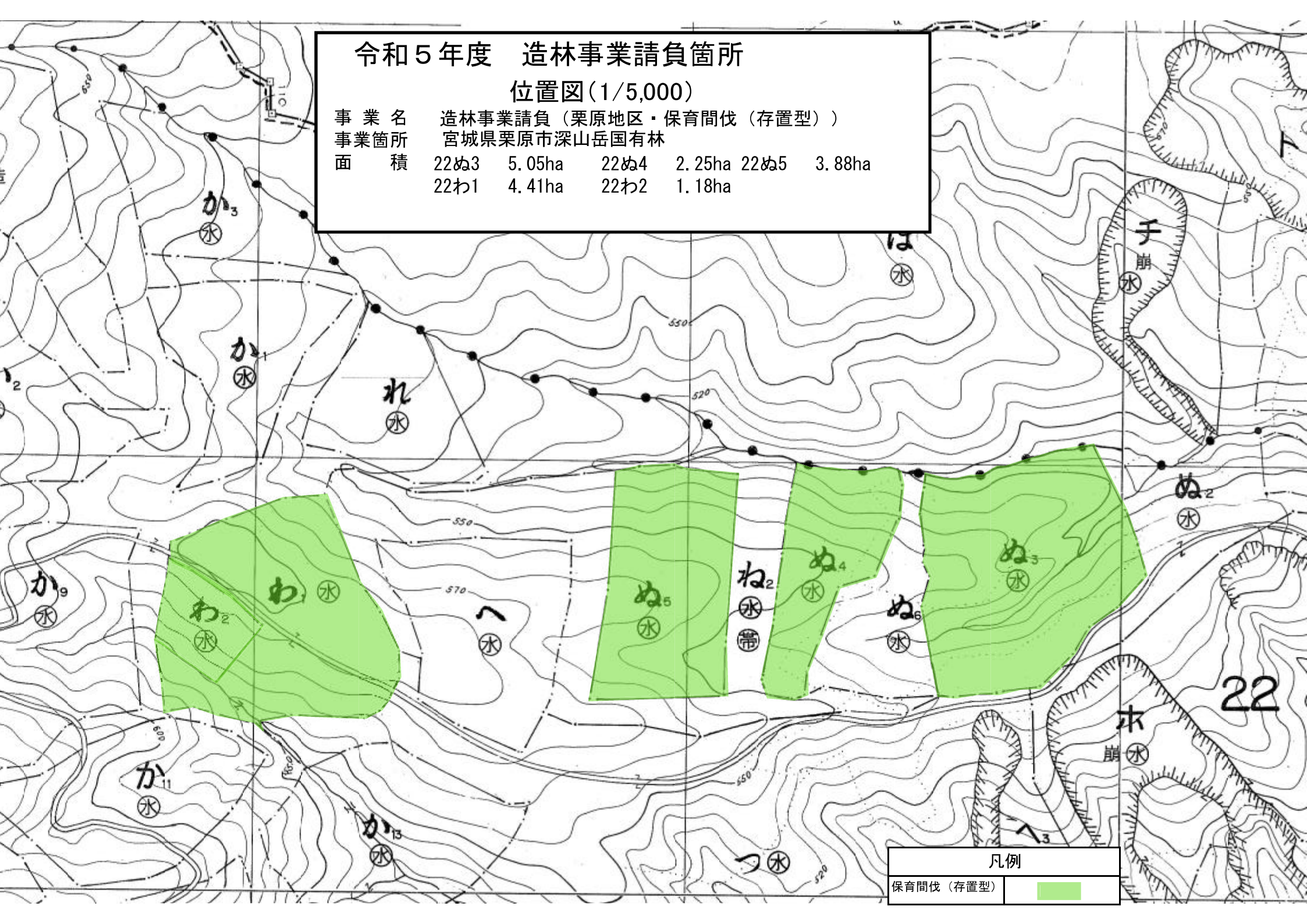
写真を一部加工しています

看板等への記載イメージ

令和5年度 造林事業請負箇所

位置図(1/5,000)

事業名 造林事業請負(栗原地区・保育間伐(存置型))
事業箇所 宮城県栗原市深山岳国有林
面積 22ぬ3 5.05ha 22ぬ4 2.25ha 22ぬ5 3.88ha
22わ1 4.41ha 22わ2 1.18ha



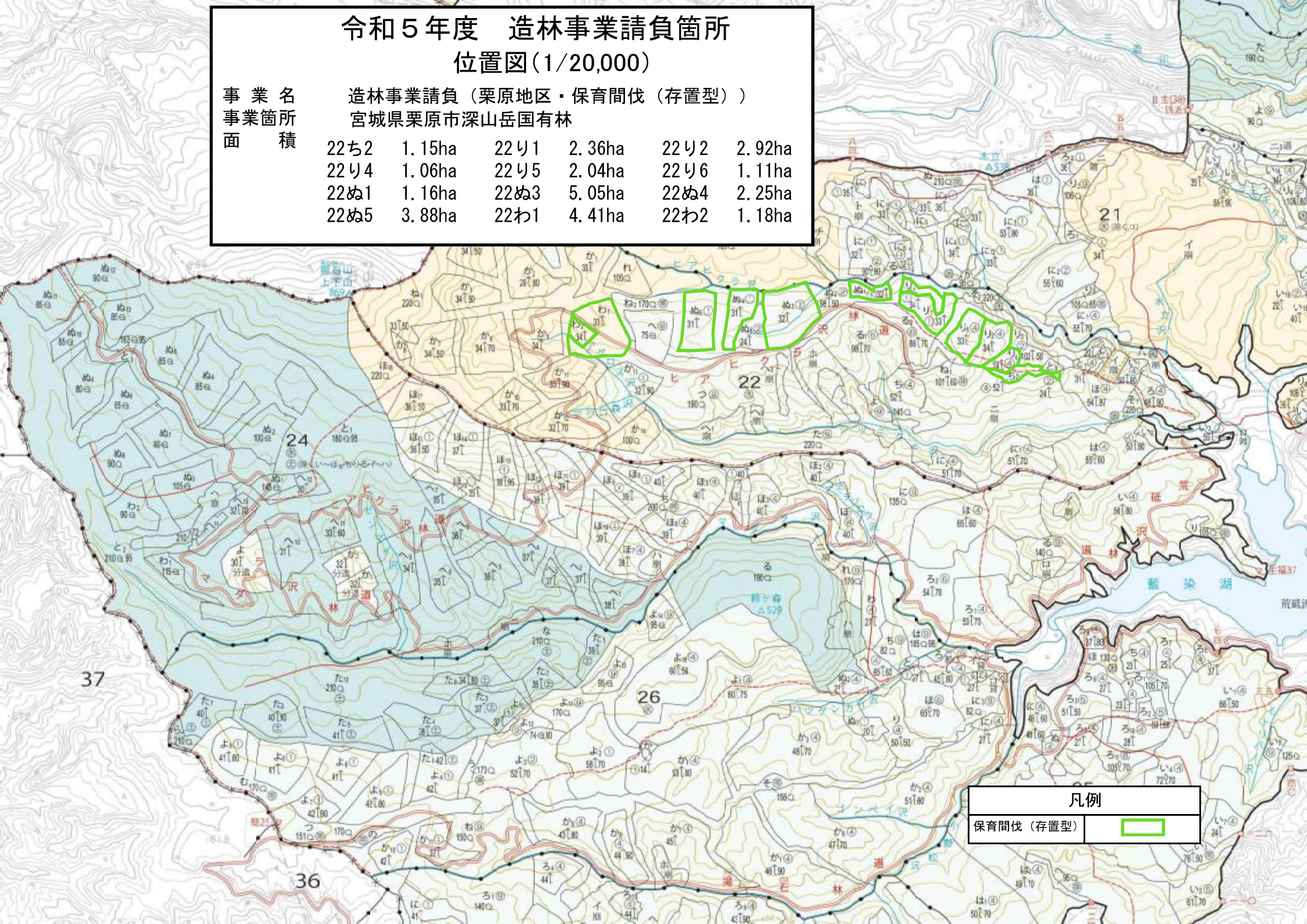
凡例
保育間伐(存置型)


令和5年度 造林事業請負箇所 位置図(1/20,000)

事業名
事業箇所
面積

造林事業請負(栗原地区・保育間伐(存置型))
宮城県栗原市深山岳国有林

22ち2	1.15ha	22り1	2.36ha	22り2	2.92ha
22り4	1.06ha	22り5	2.04ha	22り6	1.11ha
22ぬ1	1.16ha	22ぬ3	5.05ha	22ぬ4	2.25ha
22ぬ5	3.88ha	22わ1	4.41ha	22わ2	1.18ha

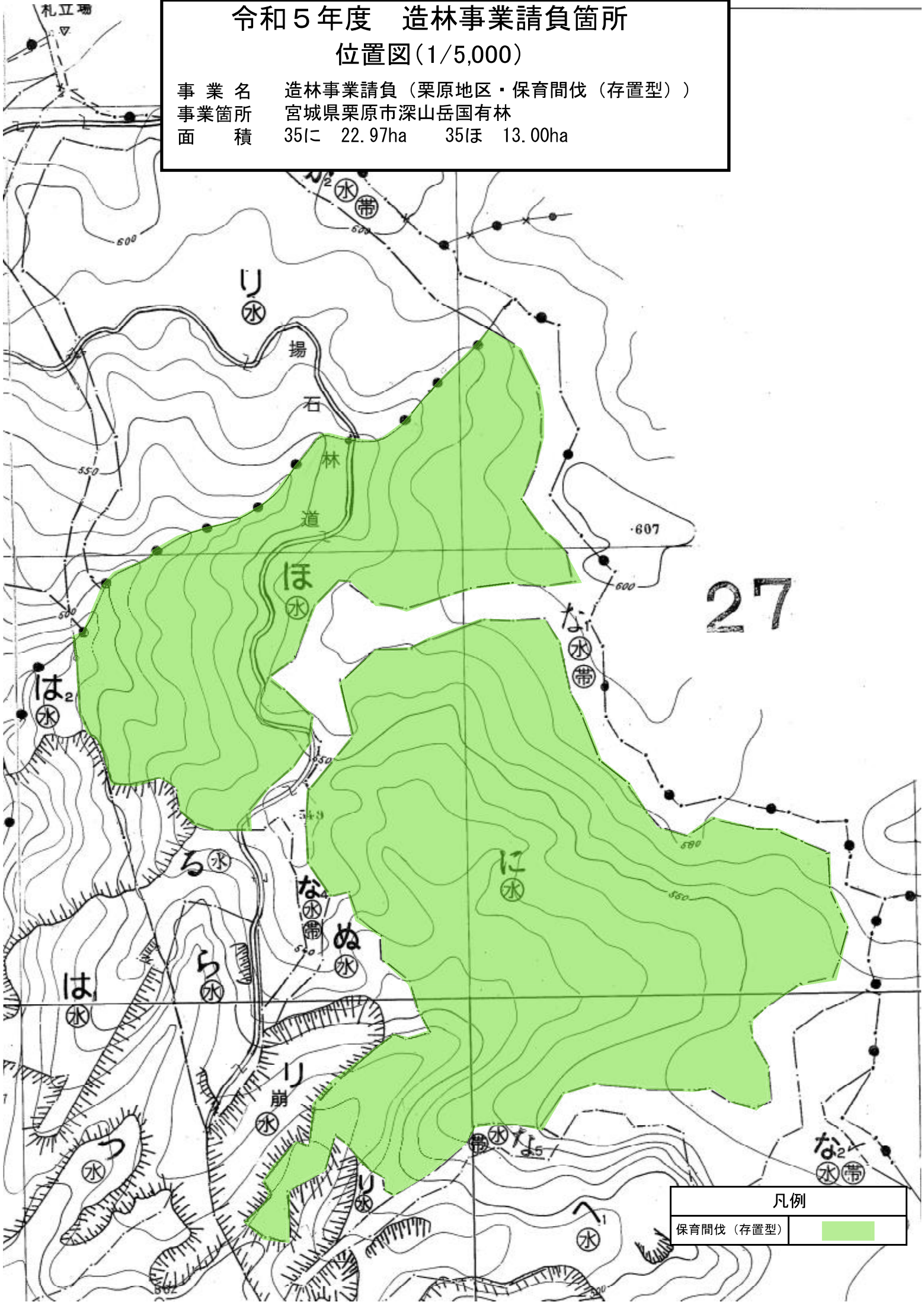


凡例	
保育間伐(存置型)	

令和5年度 造林事業請負箇所

位置図(1/5,000)

事業名 造林事業請負(栗原地区・保育間伐(存置型))
事業箇所 宮城県栗原市深山岳国有林
面積 35に 22.97ha 35ほ 13.00ha

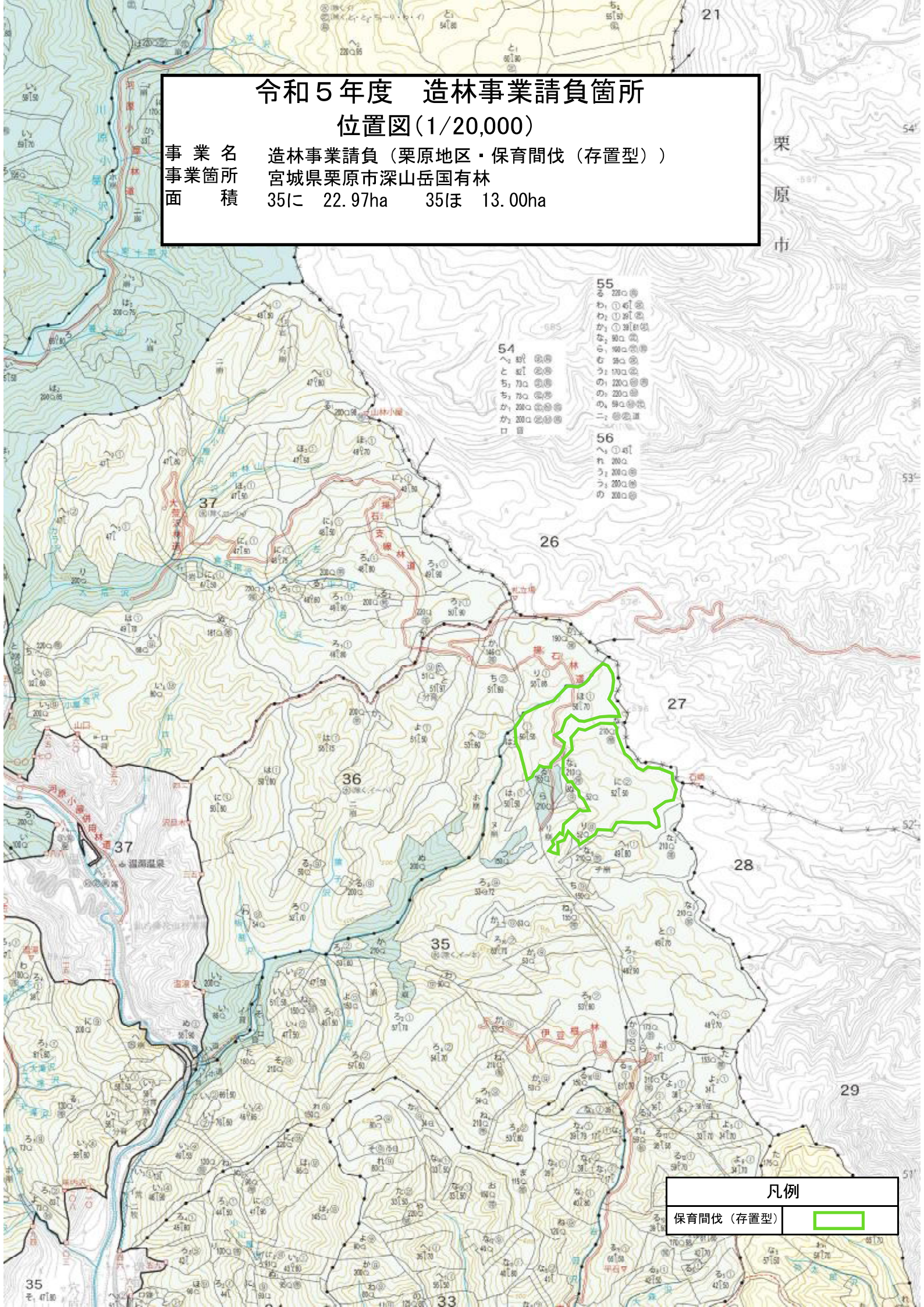


凡例	
保育間伐(存置型)	

令和5年度 造林事業請負箇所 位置図(1/20,000)

事業名 造林事業請負(栗原地区・保育間伐(存置型))
事業箇所 宮城県栗原市深山岳国有林
面積 35に 22.97ha 35ほ 13.00ha

栗原市



55
ろ 220㉿
わ ① 41㉿
わ ① 41㉿
か ① 41㉿
な 90㉿
ら 90㉿
ち 100㉿
の 200㉿
の 200㉿
の 90㉿
ニ 90㉿
ニ 90㉿

54
へ 41㉿
と 41㉿
ち 70㉿
ち 70㉿
か 200㉿
か 200㉿
口 口

56
へ ① 41
れ 200
う 200
う 200
の 200

凡例
保育間伐(存置型)